

第82期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時

開催場所 福井市手寄1丁目4番1号
アオッサ8階 福井県県民ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

目次

招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告書	31
株主総会参考書類	35

フクビ化学工業株式会社

証券コード7871

(証券コード7871)

平成28年6月1日

株 主 各 位

福井市三十八社町33字66番地
フクビ化学工業株式会社
代表取締役社長 八木 誠一郎

第82期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月16日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福井市手寄1丁目4番1号
アオッサ8階 福井県民ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役9名選任の件
- 第3号議案** 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件
- 第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - インターネットによる開示について
 1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。上記のホームページ掲載事項は、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ <http://www.fukuvi.co.jp/>

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国を始めとするアジア新興国や資源国の景気が下振れする中、企業収益は非製造業を中心に回復傾向を辿り、設備投資および雇用情勢は改善しました。一方、金融当局がマイナス金利の導入など異次元の金融緩和策を継続する中、株式市況が反落し、個人消費、住宅投資ともに、伸びを抑えられる結果となりました。

住宅市場では、平成27年度の新設住宅着工が、戸数ベースで921千戸（前年比+4.6%）、面積ベースで75,592千㎡（同+2.1%）となり、戸数・面積ともに前年比で増加しました。住宅資金贈与非課税枠の拡大、省エネ住宅ポイント制度の復活、超低金利政策による住宅ローン金利等の低目誘導により個人の持ち家取得が増加する一方、昨年1月施行の相続税改正により、貸家の建設が増加したことが主な要因と考えられます。

このような環境の下、当社グループの取組みとして、建築資材分野では、主力である新設住宅市場に加え、成長が見込まれるリフォームおよび非住宅市場向けに積極的に新商品開発・プロモーション等の資源を投入しました。中でも、浴室リフォーム向けの樹脂製内装壁面化粧パネルと浴室床シートが、既存顧客だけではなく新規顧客から高評価をいただき、売上げが伸長しました。非住宅市場向けには、大型施設や文教施設などの災害時の天井落下事故に対応した軽量で燃えない膜天井『不燃膜天井』を発売しました。同商品は、施工面・機能面・意匠面の3つの機能が評価され、『2015年度グッドデザイン賞 グッドデザイン・ベスト100』を受賞し、多くの施設で採用が始まっています。また、オフィス向け商品『樹脂製OAフロア』も、昨今の職人不足を背景として高まっている「省施工」ニーズを捉えた商品コンセプトが市場から評価をいただいております。積極的なプロモーションを行っております。

産業資材分野では、製造部門と販売部門を統合した「CSE事業部」による技術提案営業が功を奏し、窓枠や自動車分野などで受注が拡大しました。一方、精密分野では、高品質量産体制を確立し、応用技術開発や新規分野への展開に注力しました。海外事業では、引き続き米国およびASEAN事業の整備に努めビジネス基盤の構築と新規顧客の獲得に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高387億14百万円(前期比1.5%増)、営業利益13億11百万円(同20.4%増)、経常利益15億20百万円(同19.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益9億33百万円(同30.4%増)となりました。

事業別の売上状況は、以下のとおりであります。

〔建築資材事業〕

主力の建築資材事業の売上は、286億20百万円（前期比1.9%減）で、売上高全体の73.9%を占めました。

うち外装建材は、57億60百万円（同3.2%減）でした。左官資材・窯業系外装材が低調に推移しましたが、防風透湿シート・防水部材は順調に推移しました。

内装建材は、111億15百万円（同1.8%減）でした。点検口枠・見切部材が伸び悩みましたが、養生材・樹脂開口枠は順調に推移しました。

床関連材は、77億98百万円（同1.8%減）でした。床タイル・長尺フロアが低調に推移しましたが、OAフロア・床支持具は堅調な伸びを示しました。

システム建材は、39億47百万円（同0.3%減）でした。空気循環式断熱システム部材・木粉入り樹脂建材が低調に推移しましたが、防蟻材は順調に推移しました。

〔産業資材事業〕

産業資材事業の売上は、100億94百万円（同12.3%増）で、売上高全体の26.1%を占めました。仮設資材が低調に推移しましたが、窓枠・精密化工品が好調に推移しました。

部門別売上高

部門別	分類	前連結会計年度 百万円	当連結会計年度 百万円	構成比 %	増減 百万円	増減率 %
建築資材	外装建材	5,950	5,760	14.9	△190	△3.2
	内装建材	11,319	11,115	28.7	△203	△1.8
	床関連材	7,942	7,798	20.1	△144	△1.8
	システム建材	3,960	3,947	10.2	△13	△0.3
	計	29,170	28,620	73.9	△550	△1.9
産業資材	—	8,988	10,094	26.1	1,105	12.3
合計	—	38,159	38,714	100.0	555	1.5

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(2)設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は10億45百万円で、主なものは次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

(当社 本社工場)

工場改修	34百万円
押出・加工工程合理化設備	1億66百万円
原料工程合理化設備	7百万円
技術開発設備	30百万円
金型取得	45百万円

(当社 坂井工場)

A C・R C生産設備	18百万円
精密化工設備	70百万円

(当社 あわらバイオマス工場)

木粉ペレット製造設備	5百万円
------------	------

(当社 大阪工場)

押出生産設備	20百万円
--------	-------

(当社 三方工場)

床材生産設備	23百万円
--------	-------

(海外子会社)

押出生産・加工設備	1億43百万円
-----------	---------

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

(3)資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4)対処すべき課題

わが国の経済は緩やかな回復基調が継続し、企業収益や個人消費は底堅く推移していますが、中国、アジア新興国等の経済成長の減速懸念や地政学リスクなど、先行きの不透明感を払拭するには至っておりません。さらには、これから本格化する少子高齢化、世帯数の減少、増え続ける空き家等、様々な課題に直面しております。

このような事業環境の中で当社グループは、中期経営計画の基本戦略に則り、具体的に落とし込んだ実施事項を愚直に取組み、持続的な利益創出に努める所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5)財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第79期 (平成25年3月期)	第80期 (平成26年3月期)	第81期 (平成27年3月期)	第82期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	38,294	40,483	38,159	38,714
経 常 利 益(百万円)	1,417	1,744	1,268	1,520
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	790	1,029	716	933
1 株当たり当期純利益(円)	38.34	49.90	34.71	45.26
総 資 産(百万円)	41,697	43,669	44,411	44,849
純 資 産(百万円)	24,912	25,727	27,196	27,578

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第79期 (平成25年3月期)	第80期 (平成26年3月期)	第81期 (平成27年3月期)	第82期(当期) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	36,428	38,654	35,933	36,265
経 常 利 益(百万円)	1,410	1,852	1,303	1,415
当 期 純 利 益(百万円)	833	1,124	808	852
1株当たり当期純利益(円)	40.38	54.54	39.21	41.33
総 資 産(百万円)	39,445	41,314	41,616	42,096
純 資 産(百万円)	22,876	23,669	24,787	25,244

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(6)重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
フクビハウジング株式会社	20,000万円	71.0%	建築・土木資材の製造、加工および販売
リフォジュール株式会社	3,000万円	90.0%	天井材、内装材および木粉入り樹脂建材の施工並びに販売
FUKUVI USA,INC.	500万米ドル	75.9%	プラスチック製品並びにその他素材を含むこれらに付帯関連する製品の製造、仕入および販売
FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.	300万米ドル	86.7%	プラスチック製品並びにアルミ製品の製造、加工および販売

(注) 1. 出資比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7)主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

①当 社	本 社	福井県
	支 店	東京、大阪、名古屋、仙台、福岡
	営 業 所	北海道営業部、盛岡、新潟、宇都宮、東関東（茨城県）、北関東建材営業部（埼玉県）、千葉、西東京（東京都）、神奈川、京都、岡山、広島、高松、鹿児島、静岡、北陸（福井県）
	出 張 所	沖縄
	工 場	本社（福井県福井市）、坂井（福井県坂井市）、三方（福井県三方上中郡）、あわらバイオマス（福井県あわら市）、大阪（大阪市淀川区）
②子会社	フクビハウジング株式会社	岩手県
	リフォジュール株式会社	福井県
	FUKUVI USA,INC.	米国オハイオ州
	FUKUVI VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省

(8)使用人の状況（平成28年3月31日現在）

①企業集団の使用人数

使用人数	前連結会計年度末比増減
866 [104] 名	3名減 [4名減]

②当社の使用人数

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
716 [82] 名	14名減 [2名減]	40.3歳	18.0年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢および平均勤続年数の計算には臨時従業員は含めておりません。

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 63,000,000株
(2)発行済株式の総数 20,615,597株 (自己株式 72,828株を除く)
(3)株主数 1,744名
(4)大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 八 木 熊	2,574,140	12.49
長 瀬 産 業 株 式 会 社	2,464,308	11.95
三 井 化 学 株 式 会 社	2,001,885	9.71
三 井 物 産 プ ラ ス チ ッ ク 株 式 会 社	983,220	4.77
株 式 会 社 福 井 銀 行	710,300	3.45
昭 和 興 産 株 式 会 社	669,573	3.25
株 式 会 社 北 陸 銀 行	624,900	3.03
八 木 誠 一 郎	610,703	2.96
蝶 理 株 式 会 社	600,382	2.91
八 木 信 二 郎	540,581	2.62

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
八木 誠一郎	代表取締役 社長執行役員	フクビハウジング株式会社代表取締役会長 リフォジュール株式会社代表取締役会長 FUKUVI USA,INC.取締役 FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. 会長
有馬 進	代表取締役 副社長執行役員	東京支店長
大畑 忠	取締役 専務執行役員	管理本部長兼経理部長
岩淵 滋	取締役	三井化学株式会社常勤監査役
奥島 孝康	取締役	株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外監査役 日本化薬株式会社社外取締役 白鷗大学学長 (公財)ボーイスカウト日本連盟理事長 (公財)日本高等学校野球連盟最高顧問 (公財)パブリックヘルスリサーチセンター理事長 (特非)富士山クラブ理事長
林 茂樹	取締役執行役員	生産統括本部長
長谷川 弘照	取締役執行役員	開発本部管掌兼生産統括本部精密事業部管掌
采野 進	取締役執行役員	社長補佐
大野 繁	取締役執行役員	営業本部長
嶋田 康弘	取締役執行役員	営業本部副本部長兼営業管理部長
加川 潤一	取締役執行役員	生産統括本部副本部長兼生産企画管理部長
豊嶋 雅子	取締役執行役員	品質保証本部長兼マネジメントシステム部長
高畑 慎一郎	常勤監査役	
笛吹 文彦	監査役	
山川 隆義	監査役	

- (注) 1. 取締役岩淵滋および奥島孝康の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役笛吹文彦および山川隆義の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役岩淵滋および奥島孝康の両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。
 4. 当社は、監査役笛吹文彦および山川隆義の両氏を、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員としてそれぞれ両取引所に届け出ております。
 5. 監査役笛吹文彦および山川隆義の両氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 平成27年6月19日開催の第81期定時株主総会において、豊嶋雅子氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。
7. 平成27年6月19日開催の第81期定時株主総会において、高畑慎一郎氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
8. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
高畑 慎一郎	内部監査室長	平成27年6月19日

9. 当事業年度中に任期満了により退任した監査役は次のとおりであります。

氏名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
田中 晴雄		平成27年6月19日

10. 平成28年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の会社における地位	異動後の担当
有馬 進	代表取締役副社長執行役員	
大畑 忠	取締役専務執行役員	管理本部長
林 茂樹	取締役執行役員	生産統括本部長兼坂井工場長
加川 潤一	取締役執行役員	生産統括本部副本部長兼生産企画管理部長兼Sプロジェクト推進室長

(2)取締役および監査役の報酬等の額

①当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数(名)	報酬等の総額 (百万円)	役員退職慰労 引当金繰入額	
			基本報酬	
取締役 (うち社外取締役)	13 (2)	160 (4)	134 (4)	27 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	19 (6)	19 (6)	0 (-)

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第72期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。
 4. 当社では、役員が担当する業務や職責・役付をベースに、グループ業績を加味する中で、役員報酬を確定報酬額として支払うことを方針としております。

②当事業年度に退任した取締役および監査役が支給を受けた退職慰労金の額

取締役 3名 30百万円

監査役 1名 13百万円

- (注) 上記退職慰労金には、過年度の事業報告において、役員等の報酬の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額38百万円が含まれております。

(3)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先法人等	兼職の内容	関係
社外取締役	岩淵 滋	三井化学株式会社	常勤監査役	(注) 1
社外取締役	奥島 孝康	株式会社フジ・メディア・ホールディングス 日本化薬株式会社 白鷗大学 (公財)ボーイスカウト日本連盟 (公財)日本高等学校野球連盟 (公財)パブリックヘルスリサーチセンター (特非)富士山クラブ	社外監査役 社外取締役 学長 理事長 最高顧問 理事長 理事長	(注) 2
社外監査役	笛吹 文彦	—	—	—
社外監査役	山川 隆義	—	—	—

- (注) 1. 岩淵滋氏は、三井化学株式会社の常勤監査役であります。当社は同社との間に原材料仕入等の取引関係があります。なお、同社は当社に9.71%の出資を行っております。
 2. 奥島孝康氏の兼職先法人等と当社との間に特別な利害関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	岩 淵 滋	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席し、経験豊富な経営の観点から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行っております。
社外取締役	奥 島 孝 康	当事業年度開催の取締役会5回のうち4回に出席し、大学元総長、法学博士としての豊富な識見から、取締役会の意思決定のための助言、提言を行っております。
社外監査役	笛 吹 文 彦	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております。 また、当事業年度開催の監査役会5回すべてに出席しており、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	山 川 隆 義	当事業年度開催の取締役会5回すべてに出席しております。 また、当事業年度開催の監査役会5回すべてに出席しており、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

18百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18百万円

- (注) 1. 当監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「文書取扱規程」に従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行います。
- ②取締役会議事録および稟議決裁書類につきましては、各々「取締役会規程」、「稟議決裁規程」の定めに従い、適時適切に作成のうえ、保存および管理を行います。
- ③取締役が職務の執行過程において決定、発生した重要な会社情報につきましては、適時開示規則（東京証券取引所）に定める決定事実・発生事実・決算情報等に該当するか否かを開示委員会で速やかに確認の後、同規則に則って適切に管理のうえ開示します。
- ④重要な営業秘密につきましては、“資産の保全”の観点から、「営業秘密管理規程」に則り、知的財産等を適切に管理し、漏洩を防止します。
- ⑤職務の執行上、重要な非公開情報の受渡しを必要とする場合には、秘密保持契約を締結し、損害の発生を回避します。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、監査部門担当役員が同室長として、その業務を管掌します。
- ②内部監査室は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏がないか確認し、必要に応じて監査方法の改訂を行います。
- ③内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびその危険がもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報するとともに、トップマネジメント、取締役会、監査役に報告します。
- ④内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理方針、関連する個別規程（「与信管理規程」、「経理規程」等）、ガイドライン、マニュアル等の整備を各業務執行部門に求め、また、内部監査室の責任と権限を全従業員（執行役員を含む。以下同様。）に周知徹底することにより、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告されます。
- ⑤リスク管理を所管する部署として、リスク統括部を設置します。リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し、監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、経営会議に報告します。
- ⑥自然災害、事故あるいは事件が発生した場合には、「緊急事態対応実施規程」、「品質管理委員会規程」、「防火管理規程」等の関連規程の定めに従って、損失・被害等の状況につき速やかに所管取締役宛に報告を行います。対応については、必要に応じて代表取締役社長を委員長とする緊急対策委員会を召集のうえ、決定します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営理念と経営方針を機軸に、中期経営計画が策定され、年度計画に落とし込みます。各業務執行部門は年度計画（予算）の実現のため、活動計画を作成、実行します。
- ② 経営企画本部は、業務執行部門と協議のうえ、資源配分（人的資源、投入経費）の最適化を図り、予算の達成に向けた事業態勢を整備します。
- ③ 常務会は、常勤の取締役および監査役をメンバーとして開催され、経営目標の進捗状況を確認、点検するとともに、経営の重要事項（取締役会付議事項を除く。）について機関決定を行います。
- ④ 業務執行においては、「取締役会規程」により定められている付議事項についてはすべて取締役会で審議することを遵守し、その際には、経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料を全役員に配布します。
- ⑤ 日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が「稟議決裁規程」等の意思決定ルールに則り業務を遂行します。

(4) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定等、コンプライアンス態勢の基盤整備を行います。
- ② 全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、管理本部管掌取締役をコンプライアンス担当役員とし、その責任のもと、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、全従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築します。
- ③ 「コンプライアンス・マニュアル」は、労働安全衛生法、不正競争防止法、独占禁止法、インサイダー規制等の身近な法令について平易に解説することにより、遵法マインドの醸成を図ります。
- ④ 万一、法令等に抵触する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される態勢を構築します。
- ⑤ コンプライアンス担当役員は、「コンプライアンス規程」に従い、担当部署にコンプライアンス推進責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、「コンプライアンス・マニュアル」の実施状況を管理・監督します。また、従業員に対して適切な研修体制を構築するとともに、内部通報ガイドラインならびに内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口の更なる周知徹底を図ります。
- ⑥ 独立性の高い社外役員（取締役、監査役）を選任することにより、従業員ならびに、常勤取締役の職務執行に対する監視、監督機能の強化を図ります。

- ⑦反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、仮に、不当要求があった場合には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して拒絶する旨「反社会的勢力による被害の防止ルール」に定めています。

(5) 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

(5)－1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画本部が、子会社を統括的に管理します。また、重要な業務課題については、関連の所管本部宛に、事前協議ならびに状況報告を行うことになっています。
- ②国内子会社の社長は、毎月開催の経営会議に出席のうえ、業績報告とともに、重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告します。
- ③海外子会社の社長は、上記の報告を当社の社長他関連部門長宛に毎月書面で行います。また、当社の社長および内部監査室は、現地ミーティングあるいは監査を通じて、職務の執行状況の把握に努めます。

(5)－2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部監査室は、内部監査に関する取決めに従い、子会社のリスク情報の有無を定期的に監査、監視します。
- ②内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③また、経営企画本部は、毎月の経営会議で報告された子会社の業績等の中で、異常値を発見した場合には、直ちに、原因を究明のうえ、必要に応じて対策を講じます。

(5)－3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社では、子会社は、自主独立の精神をもって、安定的な発展を図ることを基本原則としております。従って、「稟議決裁規程」に準じ、子会社の社長に一定の権限委譲を行い、迅速な意思決定の行える経営環境を整備しています。
- ②業務運営計画については、毎年、業績目標および基本戦略を、当社経営企画本部が確認し、必要に応じて事業リスクの影響度を検証しています。
- ③営業本部、生産統括本部、品質保証本部および管理本部等は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を把握し、効率的にその経営目標が達成できるように助言、指導、支援に努めています。

(5)－4. 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①内部監査室は、子会社の事業特性を十分に理解のうえ、その取締役および従業員の法令遵守の状況を定期的に点検し、当社グループとして法令遵守の体制が構築・堅持されるように監視ならびに指導を行います。
- ②当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査役および内部監査室長は、子会社の内部監査室またはこれに相当する部署と、定期的な内部監査を通じて十分な情報交換を行っています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき部署として内部監査室を設置し、同室に専任の従業員を3名以上配置します。
- ②内部監査室の構成員数、配置する従業員の人選等の具体的内容については、監査役の意見を十分に考慮し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も確認して決定します。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令下に置かれています。
- ②監査役の職務を補助すべき従業員である内部監査室スタッフの任命・異動・評価については、監査役会の意向を尊重します。

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①内部監査人としての内部監査室を、監査役の職務を補助すべき部署と位置付けています。
- ②監査役と内部監査室は、制度的に支障のない限りにおいて、監査情報を交換し、問題意識を共有します。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

(9)－1. 当社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制

- ①取締役および従業員は、監査役会の定めに従い、各監査役から要請があれば必要な報告および情報提供を適時適切に行います。
- ②前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
 - A. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - B. 当社の子会社等監査役および内部監査部門の活動状況
 - C. 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
 - D. 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

E. 内部通報制度の運用および通報の内容

F. 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

- ③内部監査室、コンプライアンス事務局および内部通報窓口担当は、法令定款に対する違反行為あるいはリスク顕在化の事実を確認した場合、またはその惧れが高いと判断した場合、代表取締役社長等への報告と同時に、直接かつ速やかに監査役に報告します。

(9) 2. 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①内部通報制度（ホットライン）は、子会社の取締役・監査役等および従業員も利用可能であり、通報があった場合には、責任担当である当社総務部長は、監査役、内部監査室長および管理本部長に報告を行います。
- ②子会社の監査役、当社の監査役、内部監査室長、管理本部長およびリスク統括部長は、半期毎に情報交換会を開催し、主に、子会社が包蔵するオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクについて協議します。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス経営の強化を目的として「公益通報者保護規程」を定め、通報者等が相談または通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないと規定しています。
- ②また、万一、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った場合には、該当者を就業規則に従って処分します。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役が、その職務の執行のため費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払います。
- ②年度予算は、監査役職務執行費用を円滑に支弁するための自主計画予算を織り込んで策定します。

(12) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役等は、会社法に定める監査役的位置付けおよび監査役の権限を正しく理解し、その要請には迅速かつ適切に対応します。
- ②会社は、当局から示達された“財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準”ならびに“財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準”に明記されている監査役および内部監査人（当社では、内部監査室が該当部署）の役割と責任が、円滑に遂行される環境を整備します。

- ③一方、監査役および内部監査室は、自身の役割と責任の重さを自覚し、リスクアプローチに基づく監査を効率的かつ実効的に完遂できるよう、平素より監査手法の研磨に努めます。
- ④監査役は、監査体制の実効性を高めるため、当社の代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行います。
- ⑤監査役会が必要と認めた場合には、弁護士、会計士その他の専門家との連携を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況

- ①コンプライアンス担当役員である管理本部管掌取締役の責任のもと作成したコンプライアンス・マニュアルを全従業員に配布するとともに、適切な研修体制を構築して遵法精神の徹底を図っています。
- ②コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に資するべく、コンプライアンス・チェックリストによる自己点検を毎年定期的を実施し、各部門ごとの活動状況の把握とともに、継続的な活動の推進を図っています。
- ③また、内部通報体制については、内部通報窓口およびコンプライアンス相談窓口を設け、全従業員に周知を図っています。同時に、通報者のプライバシーを厳重に保護するとともに、通報行為を理由として不利益を課さないことを規定して運用しています。

(2) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

- ①内部監査室は、金融商品取引法に基づく内部統制の独立的評価を実施するとともに、別途、往査にて業務監査および内部統制監査を行い、それらの結果を定期的に当社の代表取締役社長に報告を行うほか、監査関連部門連絡会（管理本部長、リスク統括部長、監査役等が出席）で情報共有を図っています。
- ②リスク統括部は、会社が包蔵するリスクを抽出し監視するとともに、リスク・エクスポージャーに重要な変化を感知した場合には、取締役会、常務会等で報告しています。なお、四半期ごとに総合リスク管理報告を関係者に配信することにより、リスクが顕在化する前にリスクの兆候を察知し必要な措置を講じるよう注意喚起を促しています。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

- ①中期経営計画を年度計画に落とし込み、常務会および経営戦略会議で進捗を管理しています。
- ②取締役会規程により定められている付議事項は、すべて取締役会で審議しており、その際には必要な資料を事前に全役員に配布しています。

③日常の職務執行に際しては、適切に権限の委譲を行い、各レベルの責任者が稟議決裁規程等の意思決定ルールに則り業務を遂行しています。

(4) 子会社を含む当社グループにおける業務の適正を確保するための取組みの状況

①経営企画本部が子会社を統括的に管理しています。

②国内子会社の社長は、毎月開催の常務会で、業績報告とともに重要な経営課題の有無ならびにその状況について報告しています。

③海外子会社の社長は、毎月書面にて、当社の代表取締役社長他関連部門長宛に業績報告および重要課題について報告しています。また、当社の代表取締役社長、海外事業推進室および内部監査室等は、現地ミーティングまたは監査を通じて、職務の執行状況の把握を行っています。

④営業、生産、品質、管理等の各本部は、所管業務の立場から、子会社の業務運営状況を積極的に把握し、必要に応じて指導、支援に努めています。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

①監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、これに顧問1名を加えた形で定期的で開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

②また、監査役は、代表取締役社長、内部監査室長および管理本部長ならびに会計監査人と定期的に会合し、監査情報の共有を図るとともに、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っています。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社である以上、当社株主の判断は、当然に個々の株主の自由意思に基づき、株式市場における自由な売買取引を通じて具現されるものと考えております。従いまして、たとえ大規模買付者から当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合でも、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する個々の株主の判断に委ねられるべきものであると考えます。

とはいえ、大規模買付行為の中には、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で会社または会社関係者に引き取らせるもの、②会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるもの、③会社経営を支配した後には当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とするものなど、その目的等からみて、必ずしも企業価値および株主の共同の利益の維持・向上に資するとはいえないものが存在します。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(2)－1. 中期経営計画に基づく取組み

平成26年度より平成28年度を最終年度とした中期経営計画がスタートしています。当中期経営計画では「独自の技術と絶対主義で、創造と進化に挑戦する開発型企業集団・フクビグループを目指す。」というグループビジョンを掲げ、これらを実現すべく3つの基本戦略を策定しております。

【基本戦略① グループ価値最大化のための経営基盤の強化】

- ・ 目指すべきグループ経営の確立
- ・ 生産技術の抜本的改革
- ・ 工場・研究施設の再編
- ・ 人材育成・活性化

【基本戦略② 磐石な収益基盤の構築】

- ・ コスト競争力の強化
- ・ 不採算事業の見極め
- ・ 情報システムの高度化推進

【基本戦略③ 成長基盤の確立】

- ・開発力強化
- ・既存事業の拡大
- ・新規事業の早期創出

当社グループは、基本戦略を実効性のある具体的実施戦術に落とし込み、グループ一丸となって新たな価値の創造を図ることで、経営目標の達成を目指してまいります。

(2)ー2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、更に、企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

- ①意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
- ②監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
- ③内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
- ④役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

<会社の機関の基本説明>

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査および内部統制監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任しています。執行役員を含む幹部社員が、個別の事業部門および重要特命事項を一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、平成28年3月31日現在、社外取締役2名を含む12名で構成されており、一方、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

<会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況>

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、毎月開催され、決議機能を有する経営会議にも監査役が出席することにより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しておりますが、執行役員は経営会議にオブザーバーとして出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および一部執行役員による経営戦略会議（戦略確認、実施方針協議）を開催し、情報の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムの構築を図るため、代表取締役社長直属の機関として内部監査室（専任の使用人を3名以上配置）を設置いたしております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置付けており、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプライアンス・マニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修・朝礼等を通じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を管理本部に設置しております。内部監査室はリスク統括部と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより抽出されたリスクの中から、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるリスクを選定し、その対策および効果を監視・検証しています。

このほかにも、職務権限規程や業務分掌規程などの組織規程やリスク管理規程の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値および株主の皆様との共同の利益を確保し、かつ向上させることを目的として、議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為者に対し、情報開示など事前に定めたルールが守られない場合に一定の対抗措置をとることを定めた対応策（以下、「本プラン」という。）を導入することをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

本プランの詳細につきましては、以下の当社ホームページにてご確認ください。

<http://www.fukuvi.co.jp/>

(4) 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(4)－1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

当社取締役会における会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同利益の尊重を前提としており、本プランはこの基本方針に沿って策定されています。具体的には、大規模買付時のルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応策、株主および投資家の皆様に与える影響、独立委員会の設置と権限、並びに本プランの有効期間等を規定しています。

本プランは、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要十分かつ適切な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。真に、当社の会社経営に参加する意思を持ち、当社企業価値の持続的かつ安定的な向上を目的とする者であれば、他の多くの同種のプランと同様の内容であり、受け入れできるものであると考えます。

従いまして、本プランは、会社支配に関する基本方針の考えに沿うものであると考えます。

(4)－2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、大規模買付者が出現した場合に、①大規模買付者の身元、②大規模買付行為の目的、方法および内容、③大規模買付行為完了後に意図する当社企業価値の持続的かつ安定的な向上策等に関する情報の提供を受けるとともに、当社取締役会が意見の提供あるいは代替案の提示を行うために必要な時間を確保し、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要かつ十分な情報を提供することを主たる目的としております。従いまして、本プランの実施により、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断が可能となりますので、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

更に、本プランの発効並びに更新は、当社株主の皆様の承認を条件としており、また、当社株主の皆様の意向により本プランの廃止も可能であることは、本プランが当社の株主の共同利益を損なわないことを担保していると考えます。

(4)－3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

第一に、本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。この指針は、企業買収に対する過剰防衛を防止するとともに、企業買収および企業社会の公正なルールの形成を促すために策定されたものです。

第二に、本プランは、大規模買付者に賛同するか否かの判断は最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきという大原則に則り、大規模買付者に対する大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動は、当社株主全体の共同利益を確保するために必要と判断される場合に限定されます。この担保のため、本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合の合理的かつ客観的な要件を予め詳細に開示しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

第三に、本プランには3年の有効期間が定められており、取締役会が単独で有効期間の更新を行うことはできず、更新する場合には株主の皆様の承認を要することとしています。尚、有効期間内であっても、本プランを取締役会の決議により廃止することが可能となっております。

第四に、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置等を検討し決定する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を当社取締役会は最大限尊重するものとされています。更に、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることもできます。

このように、本プランは、政府が企業買収に対する過剰防衛を防止するために策定した上記指針に準拠している一方、当社取締役会による適正な運用を担保するための十分な手続きを掲示しています。以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明白であると考えております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	10,794	支払手形及び買掛金	12,708
受取手形及び売掛金	15,261	短期借入金	281
商品及び製品	3,098	1年内返済予定の長期借入金	200
仕掛品	666	未払金	199
原材料及び貯蔵品	1,000	未払法人税等	286
未収入金	1,205	未払費用	1,012
繰延税金資産	285	賞与引当金	541
その他の流動資産	79	その他の流動負債	819
貸倒引当金	△3		
流動資産合計	32,386	流動負債合計	16,046
固定資産		固定負債	
有形固定資産		リース債務	432
建物及び構築物	3,216	繰延税金負債	492
機械装置及び運搬具	1,358	役員退職慰労引当金	258
工具器具及び備品	174	環境対策引当金	1
土地	1,869	退職給付に係る負債	43
リース資産	433		
建設仮勘定	177	固定負債合計	1,225
有形固定資産合計	7,228	負債合計	17,271
無形固定資産		(純資産の部)	
特許権	26	株主資本	
リースの他の無形固定資産	210	資本金	2,194
	20	資本剰余金	1,511
無形固定資産合計	257	利益剰余金	22,567
投資その他の資産		自己株式	△36
投資有価証券	3,086	株主資本合計	26,236
長期前払費用	60	その他の包括利益累計額	
退職給付に係る資産	1,570	その他有価証券評価差額金	762
繰延税金資産	13	為替換算調整勘定	58
その他の投資その他の資産	250	退職給付に係る調整累計額	16
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額合計	836
投資その他の資産合計	4,979	非支配株主持分	507
固定資産合計	12,463	純資産合計	27,578
資産の部合計	44,849	負債及び純資産の部合計	44,849

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		38,714
売 上 原 価		28,769
売 上 総 利 益		9,945
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,635
営 業 利 益		1,311
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	74	
固 定 資 産 賃 貸 料	32	
そ の 他	162	269
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
為 替 差 損	16	
そ の 他	39	59
経 常 利 益		1,520
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24	24
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	8	
減 損 損 失	79	
そ の 他	0	88
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,456
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	394	
法 人 税 等 調 整 額	131	525
当 期 純 利 益		932
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△1
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		933

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(42,096)	(負債の部)	(16,852)
流動資産	29,078	流動負債	15,707
現金及び預金	8,467	支払手形	5,376
受取手形	2,111	買掛金	7,313
売掛金	12,586	短期借入金	100
商品及び製品	2,894	1年内返済予定の長期借入金	200
仕掛品	584	リース債務	243
原材料及び貯蔵品	767	未払金	198
前払費用	55	未払費用	980
未収入金	1,306	未払法人税等	255
繰延税金資産	271	預り金	46
その他	41	賞与引当金	520
貸倒引当金	△3	その他	476
固定資産	13,017	固定負債	1,144
有形固定資産	6,398	リース債務	405
建物	2,720	繰延税金負債	481
構築物	166	役員退職慰労引当金	258
機械及び装置	1,095	環境対策引当金	1
車両及び運搬具	10		
工具器具及び備品	169		
土地	1,699	(純資産の部)	(25,244)
リース資産	395	株主資本	24,482
建設仮勘定	144	資本金	2,194
無形固定資産	230	資本剰余金	1,511
リース資産	210	資本準備金	1,511
その他	19	利益剰余金	20,814
投資その他の資産	6,390	利益準備金	465
投資有価証券	3,083	その他利益剰余金	20,349
関係会社株	1,068	技術開発積立金	110
出資	9	買換資産圧縮積立金	55
関係会社出資金	2	配当平均積立金	62
関係会社長期貸付金	514	別途積立金	10,000
長期前払費用	40	繰越利益剰余金	10,122
前払年金費用	1,546	自己株式	△36
その他	206	評価・換算差額等	762
貸倒引当金	△77	その他有価証券評価差額金	762
資産の部合計	42,096	負債及び純資産の部合計	42,096

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,265
売上原価		27,001
売上総利益		9,264
販売費及び一般管理費		8,013
営業利益		1,251
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	77	
その他の	204	290
営業外費用		
支払利息	3	
貸倒引当金繰入	77	
その他の	47	126
経常利益		1,415
特別利益		
投資有価証券売却益	24	
その他の	0	24
特別損失		
固定資産除却損	8	
関係会社出資金評価損	124	
その他の	0	133
税引前当期純利益		1,306
法人税、住民税及び事業税	359	
法人税等調整額	95	454
当期純利益		852

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 山本 栄一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクビ化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

フクビ化学工業株式会社
取締役会 御中太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 山本 栄一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクビ化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

フクビ化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 高 畑 慎一郎 ㊟

社外監査役 笛 吹 文 彦 ㊟

社外監査役 山 川 隆 義 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第82期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金 7円50銭
総額 154,616,978 円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月20日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名が任期満了となります。つきましては取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数	当社との特別の関係
1	やぎ せいちろう 八木 誠一郎 (昭和34年11月22日生) 再 任	昭和60年7月 当社入社 昭和63年7月 当社取締役 平成9年12月 当社営業本部長 平成10年6月 当社代表取締役専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 平成25年4月 当社全社構造改革委員長(重要な兼職の状況) フクビハウジング株式会社 代表取締役会長 リフォジュール株式会社 代表取締役会長 FUKUVI USA,INC. 取締役 FUKUVI VIETNAM CO.,LTD. 会長	610,703株	(注)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	<p>うねのすすむ 采野進 (昭和27年8月17日生)</p> <div data-bbox="300 541 450 606" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>昭和51年4月 三井物産株式会社入社 平成10年4月 同社石油化学・汎用樹脂本部合成樹脂第一部塩化ビニール室長 平成11年5月 同社石油化学・汎用樹脂本部合成樹脂第一部エラストマー室長 平成12年10月 MITSUI PLASTICS,INC. Director & President 平成14年10月 三井物産株式会社合成樹脂本部産業材料事業部長 平成18年4月 同社化学品第二本部化学品第二本部業務部長 平成20年4月 同社化学品第二本部化学品第二本部副本部長 平成21年4月 同社執行役員機能化学品本部長 平成23年4月 同社執行役員 MITSUI & CO. (THAILAND) LTD. President 平成26年4月 当社入社顧問 平成26年6月 当社取締役執行役員社長補佐（現任）</p>	1,700株	なし
3	<p>おおはただし 大畑忠 (昭和32年6月20日生)</p> <div data-bbox="300 1070 450 1135" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div>	<p>昭和55年4月 株式会社北陸銀行入行本店営業部 平成8年1月 同行ニューヨーク支店副支店長 平成12年6月 同行資金証券部副部長 平成13年1月 同行大阪支店統括副支店長 平成14年10月 同行福井松本支店支店長 平成16年4月 当社入社管理本部長付 平成17年4月 当社管理本部長（現任） 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社執行役員 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 当社リスク統括部長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成26年4月 当社経理部長</p>	3,300株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
4	<p>おくしま たかやす 奥 島 孝 康 (昭和14年4月16日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 5px auto; text-align: center;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 5px auto; text-align: center;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 5px auto; text-align: center;">独立役員</div>	<p>昭和51年4月 早稲田大学法学部教授 平成2年9月 早稲田大学法学部長 平成6年11月 早稲田大学第14代総長 平成8年4月 学校法人早稲田実業学校理事長 平成18年1月 埼玉県公安委員会委員長 平成20年11月 日本高等学校野球連盟第6代会長 平成21年6月 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外監査役(現任) 平成22年4月 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟理事長(現任) 平成25年4月 白鷗大学学長(現任) 平成25年6月 日本化薬株式会社社外取締役(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外監査役 日本化薬株式会社 社外取締役 白鷗大学 学長 (公財)ボーイスカウト日本連盟 理事長 (公財)日本高等学校野球連盟 最高顧問 (公財)パブリックヘルスリサーチセンター 理事長 (特非)富士山クラブ 理事長</p>	0株	なし
<p>■社外取締役候補者の選任理由 奥島孝康氏は、大学総長、法学博士としての豊富な経験・知見を有しており、当社の経営全般に対して助言をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、会社法の権威であり、企業統治に専門的な見識を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化に向けての提言をいただけるものと判断しております。</p> <p>■社外取締役に関する特記事項 1. 奥島孝康氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。 2. 奥島孝康氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。 3. 当社は、定款に基づき、社外取締役全員との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、奥島孝康氏の選任が承認された場合は、同様の契約を継続する予定であります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数	当社との 特別関係
5	はせがわ ひろあき 長谷川 弘 照 (昭和36年2月14日生) 再任	昭和58年4月 当社入社 平成15年4月 当社坂井工場精密部長 平成17年4月 当社精密事業推進部長 平成18年6月 当社執行役員精密事業部長 平成20年4月 当社執行役員精密事業本部新規要素開発室長 平成22年6月 当社取締役執行役員(現任) 平成23年4月 当社生産統括本部副本部長 平成25年10月 当社生産統括本部CSE生販統合準備室長 平成27年4月 当社開発本部管掌兼生産統括本部精密事業部管掌(現任)	300株	なし
6	おおの しげる 大野 繁 (昭和31年2月16日生) 再任	平成3年5月 当社入社 平成14年7月 当社西日本建材営業部鹿児島営業所長 平成16年4月 当社西日本建材営業部福岡営業所長 平成18年4月 当社西日本ブロック長兼大阪支店長 平成23年6月 当社執行役員西日本建材統括部長 平成25年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼西日本建材統括部長兼大阪支店長 平成26年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼東日本建材統括部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成27年4月 当社執行役員営業本部長(現任)	7,500株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の 有する当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
7	<p>しまだ やすひろ 嶋田 康弘 (昭和31年7月4日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">再任</p>	<p>昭和54年4月 当社入社</p> <p>平成10年4月 当社中央営業所長</p> <p>平成14年7月 当社中日本建材営業部北陸営業所長</p> <p>平成17年4月 当社中日本ブロック長兼名古屋支店長</p> <p>平成18年6月 当社執行役員建材事業部長</p> <p>平成25年4月 当社執行役員営業本部長兼営業管理部長兼名古屋支店長</p> <p>平成25年6月 当社上席執行役員</p> <p>平成26年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成27年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業管理部長(現任)</p>	11,100株	なし
8	<p>かがわ じゅんいち 加川 潤一 (昭和34年1月1日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">再任</p>	<p>昭和56年4月 当社入社</p> <p>平成15年4月 当社営業企画部長</p> <p>平成18年6月 当社執行役員営業企画業務部長</p> <p>平成22年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業企画統括部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員情報システム企画室長</p> <p>平成25年4月 当社執行役員生産統括本部副本部長兼生産企画室長</p> <p>平成25年6月 当社上席執行役員</p> <p>平成26年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成28年4月 当社執行役員生産統括本部副本部長兼生産企画管理部長兼Sプロジェクト推進室長(現任)</p>	7,000株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数	当社との特別利害関係
9	<p>しばた としひろ 柴田 寿裕 (昭和30年7月23日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">新任</div>	<p>昭和54年4月 株式会社北陸銀行入行 平成12年1月 同行香林坊支店支店長 平成15年1月 同行荒町支店支店長 平成17年4月 同行大阪支店統括副支店長 平成19年10月 当社入社社長室部長 平成22年4月 当社執行役員経営企画部部長 平成25年6月 当社上席執行役員経営企画室室長 平成27年4月 当社常務執行役員経営企画本部長 (現任)</p>	0株	なし

(注) 取締役候補者八木誠一郎氏は、フクビハウジング株式会社およびリフォジュール株式会社の代表取締役会長、FUKUVI USA,INC.の取締役、ならびにFUKUVI VIETNAM CO.,LTD.の会長を兼務しており、当社は各社との間に製商品売買等の取引関係があります。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成28年5月12日に開催された取締役会において、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、かつ、向上させることを目的として、当社株券等に係る大規模買付行為に係る対応策を一部改定のうえ継続することを決議し、公表いたしました(以下、改定後に継続される対応策を「本プラン」といいます。)

なお、本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

本プランについて決議した当社取締役会には、当社監査役3名(内2名は社外監査役)が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに賛成する旨の意見を述べました。

本議案は、本プランについて、その重要性に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの内容は以下のとおりであります。

なお、平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1のとおりです。また、当社は、本日現在、当社株式の大規模買付行為に関する提案等を一切受けていないことを申し添えます。

1. 当社における企業価値向上への取組み

(1) 企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、「化学に立脚し、新たな価値を創造、提案する」、「企業経営を通じて、地域に貢献し、環境共生型社会形成に寄与する」の企業理念のもと、プラスチックを中心とする異形押出成形技術をコア技術として、常に新しい技術と製品の開発に専念し、企業価値の向上に努めてまいりました。直近事業年度における具体的な取組みとしては、主力である新設住宅市場に加え、①成長が見込まれるリフォーム市場への取組みを強化し、浴室リフォーム工法やリフォーム用防蟻シート工法等が順調に伸長したこと、②非住宅市場向けでは、安心・安全をキーワードに、新たに策定された建築物の天井脱落対策における技術基準に対応した『クリアランス見切』、軽量で燃えない膜天井『不燃膜天井』、また、床関連では、浴室内の転倒事故発生リスクを低減する床シート材『あんから』を発売したこと、③昨今の職人不足を背景として高まっている「省施工」ニーズを捉えた商品コンセプトが市場から評価を受け、主に商業施設向けに開発した福井県産間伐材を活用した合成木材『プラスッド』、オフィス向け商品『樹脂製OAフロア』が好評をいただいたこと、④産業資材分野において、製造部門と販売部門を統合した「CSE事業部」による技術提案営業が功を奏し、窓枠や自動車分野で受注が拡大したこと、⑤精密分野において、高品質産体制を確立し、応用

技術開発や新規分野への展開に注力したこと、ならびに⑥海外事業について、米国およびASEAN事業の整備に努め市場開拓を行っていることが挙げられます。

このように、当社グループは、既存の事業による売上の維持のみならず、新たな取組みによる更なる企業価値の向上を目指しているところです。また、職人が有する高い技術力が失われることがないように、これを用いた高品質のサービスを提供すること、お客様に安心・安全という目に見えない価値を提供すること、および地元福井の間伐材を有効活用した商品を提供することは、当社グループが目指す地域貢献および環境共生型社会形成に資すると考えております。

上記の取組みに加え、今後さらに、フクビの絶対主義、即ち「絶対品質、絶対スピード、絶対コスト」に裏付けられた製品とサービスの提供を通して、お客様の企業価値の増大に貢献し、開発型メーカーとしての事業基盤を一層強化していくために、第四次中期経営計画（平成27年3月期～平成29年3月期）を策定いたしました。

第四次中期経営計画におきましては、

「独自の技術と絶対主義で、創造と進化に挑戦する開発型企业集団・フクビグループを目指す。」というグループビジョンを掲げ、これらを実現すべく3つの基本戦略を策定しております。

【基本戦略① グループ価値最大化のための経営基盤の強化】

- ・ 目指すべきグループ経営の確立
- ・ 生産技術の抜本的改革
- ・ 工場・研究施設の再編
- ・ 人材育成・活性化

【基本戦略② 磐石な収益基盤の構築】

- ・ コスト競争力の強化
- ・ 不採算事業の見極め
- ・ 情報システム運用の高度化推進

【基本戦略③ 成長基盤の確立】

- ・ 開発力強化
- ・ 既存事業の拡大
- ・ 新規事業の早期創出

当社グループは、これらの基本戦略を実効性のある具体的実施戦術に落とし込み、グループ一丸となって新たな価値の創造を図ることで、経営目標の達成を目指してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス強化への取組み

当社グループにおきましては、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営の最重要課

題の一つと位置付けております。グループにとっての重要なステークホルダーであります株主、取引先および従業員にとっての企業価値の持続的な向上を図り、さらに、企業経営を通じて地域に貢献するなどの企業の社会的責任、社会的使命を果たしていくためにも、

- ① 意思決定機能と業務執行機能の分離による効率的な企業経営の実践
- ② 監視・牽制機能強化による企業経営の透明性・公正性の向上
- ③ 内部統制システム構築による適時かつ的確なリスクコントロール態勢の整備
- ④ 役職員の企業倫理・遵法マインドの徹底的な高揚

を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化に向け不断の努力を続けております。

<会社の機関の基本説明>

当社は、取締役会および監査役会を設置しており、会計監査人の会計監査を受けております。

取締役会は、業務執行に専念する執行役員を選任し、関係会社を含む個別の事業部門および重要特命事項を、執行役員を含む幹部社員が一貫して運営する体制をとっております。

取締役会は、平成28年3月31日現在、社外取締役2名を含む12名で構成されており、監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。

<会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況>

取締役会につきましては、定例・臨時の別を問わず、監査役出席のうえ開催されております。また、毎月開催され、決議機能を有する常務会にも監査役が出席することより、経営の透明性と監視体制の一層の強化を図っております。

当社は、業務執行の迅速化・効率化を目指して執行役員制度を導入しておりますが、執行役員は常務会にオブザーバーとして出席する体制をとっております。また、社長以下社内取締役および一部執行役員による経営戦略会議（戦略確認、実施方針協議）を開催し、情報の相互伝達と迅速な業務執行に努めております。

当社は、内部統制システムの構築を図るため、代表取締役社長直属の機関として内部監査室（専任の使用人を3名以上配置）を設置いたしております。内部監査室は、定期、不定期に各部門の業務執行状況またはコンプライアンスの状況を監査する任務を負っております。監査結果は、監査役会および取締役会に報告され、必要に応じて是正措置が講じられる体制をとっており、引き続き監査態勢の強化に向けて鋭意取り組んでまいります。

当社は、コンプライアンスを内部統制システムの構築上、最重要課題の一つと位置づけており、代表取締役社長の直轄組織としてコンプライアンス事務局を管理本部総務部内に設置し、コンプライアンス・プログラム策定に係る基本方針の決定やコンプライアンス態勢の基盤整備等を行っております。その一環として、グループ会社の全従業員に、フクビ・コンプ

ライアンス・マニュアルを配布し、コンプライアンスチェックリストによる定期点検や研修・朝礼等を通じてコンプライアンス重視の経営風土の一層の醸成に向けて役職員一丸となって取り組んでおります。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を設けております。

リスク管理につきましては、リスクを全社的に統括管理することを目的として、リスク統括部を管理本部に設置しております。内部監査室はリスク統括部と協働で、グループ各社、各部門の業務プロセスより抽出されたリスクの中から、当社の事業または財務内容に重大な影響を与える可能性があるリスクを選定し、その対策および効果を監視・検証しております。

このほかにも、職務権限規程や業務分掌規程等の組織規定やリスク管理規程の見直し等、内部統制システム構築のために必要な統制環境の整備を行っております。

2. 本プランの目的

当社は、当社株券等に係る大規模買付行為（本項末尾において定義されます。）が行われる場合でも、真に当社の企業価値および当社の株主の皆様の共同の利益に資するものであり、かつ、当社の利害関係者にとって有益であれば、これを否定するものではありません。しかしながら、上記のような当社の事業の実態とその特性に対する理解なしに当社の企業価値の把握は困難であります。大規模買付行為は、その目的等からみて企業価値および株主共同の利益を明らかに毀損するおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、あるいは対象会社である当社の取締役会や株主が大規模買付者（本項末尾において定義されます。）が提示する諸条件につき合理的な検討を加える十分な時間や情報が提供されないもの等、必ずしも当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の維持・向上に資するとはいえないものも少なからず存在します。当社取締役会は、大規模買付者が行う大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えておりますが、株主の皆様にご適切なご判断を行っていただくためには、下記3.の「大規模買付時のルール」（以下「本ルール」といいます。）に定めるとおり、大規模買付者に対して情報提供の要請を行い、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益に適うか否か等について、現に当社の経営を担っている取締役会の評価・意見を含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠であると考えます。

当社取締役会は、本ルールを含む本プランについて当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本ルールに基づいて、大規模買付者に対して本ルールの遵守を求め、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合、または本ルールに則っていたとしても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合には、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

本プランにおいて、「大規模買付行為」とは、下記①または②に該当する当社の株券等の買付け等（買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案をいいます。なお、当社取締役会が本プランを適用しない旨を別途決定したものを除きます。）をいい、かかる買付け等を行う者または行おうとする者を「大規模買付者」といいます。

① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け等

② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

3. 大規模買付時のルール

当社は、上記2.の考え方に基づき、本ルールを定め、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し本ルールを遵守することを求めることとします。なお、大規模買付者が本ルールを遵守しない場合等には、当社は一定の措置を講じる場合があります。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者には、当社株主の皆様および当社取締役会が、当該大規模買付行為が真に当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるか否かを判断するに足る、必要十分に適切で十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を大規模買付行為に先立って提出していただきます。

大規模買付者には、まず、大規模買付行為を行うにあたり、別途当社の定める書式により、①大規模買付者の氏名または名称、②住所または本店、事務所等の所在地、③設立準拠法、④代表者の氏名、⑤日本国内における連絡先、⑥大規模買付行為の概要、および⑦本ルールに定められた手続きを遵守する旨の誓約を明示した書面を提出していただきます（かかる書面を併せて以下「意向表明書」といいます。）。当社取締役会は、意向表明書の提出があった場合、速やかにこれを独立委員会（下記(3)および(4)参照）に提供します。なお、株主の皆様に対する情報提供、ならびに当社取締役会および独立委員会における判断を適切かつ迅速に行う観点から、意向表明書および以下に定める買付説明書その他大規模買付者が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

当社は、上記①から⑦までのすべてが記載された意向表明書受領後10営業日以内（初日不算入とし、期間の起算点においては以下同じとします。）に、大規模買付者に対して大規模買付情報として記載していただく事項について書面（当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を送付し、大規模買付者には、当該書面に則って大規模買付情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社に提出していただきます。当社取締役会は、買付

説明書が提出された場合には、速やかに独立委員会に提供します。なお、ご提出いただいた買付説明書に記載された大規模買付情報が、当社取締役会および独立委員会の意見形成等のために十分でない当社取締役会および独立委員会が判断した場合は、当社取締役会において適宜回答期限を定め追加的に情報提供を求めることがあります。また、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された大規模買付情報、あるいはその他大規模買付行為に関連する諸情報で、当社株主の皆様の判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては、その全部または一部を適切な方法にて開示いたします。

大規模買付情報として提出を要請する情報は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）を含みます。）の概要、経歴、事業内容、財務内容等
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての、第三者との間における意思連絡の有無およびその内容（議決権の行使、取得株式の売却に関する意思連絡等を含みます。）
- ④ 買付け等の価額の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、資金調達方法等）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、資本政策、配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する、当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策、ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑦ 当社および当社グループの顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係について、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑧ その他大規模買付行為の妥当性等を判断するために当社取締役会または独立委員会が必要と考える情報

(2) 当社取締役会による評価・検討

上記(1)に従い必要十分にして適切な大規模買付情報が提供されたと認められた場合、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討して、大規模買付者との交渉、意見形成、または代替案策定等を行う一定の時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が確保されるべきであると思料し、大規模買付手法の態様により、下記①または②に掲げる期間を評価期間として設定いたします。ただし、下記(3)に定める独立委員会は、合理的な理由がある場合に

は、評価期間の延長を当社取締役会に対して勧告することができ、当社取締役会は、かかる勧告に基づき、原則として30日間を上限として評価期間を延長することができるものとします。この場合には、延長期間およびその理由を速やかに開示します。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合には60日間

② ①以外の大規模買付行為の場合には90日間

評価期間の開始日は、当社取締役会が決定のうえ、大規模買付者に対して通知します。当該期間中、独立委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報を評価・検討し、その審議結果を当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、提供された当該大規模買付情報に基づき自らも評価・検討を行ったうえ、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会の意見を取りまとめたいうえで開示いたします。また、当社取締役会は大規模買付者と各種条件に関して交渉し、あるいは取締役会で取りまとめた代替案を株主の皆様へ提示する場合があります。大規模買付行為は、評価期間（評価期間が延長された場合には、延長後の期間をいいます。）が経過した後初めて実施されるべきものとします。

(3) 独立委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報の評価・検討を行い、当社取締役会に意見を提出すること等を目的とし、これまでと同様に独立委員会を設置いたします。独立委員会は、当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者（会社経営に実績のある者または弁護士・公認会計士その他の社外の専門家・学識経験者）から構成されるものとし、その人数は3人以上とします。なお、独立委員会の規程の概要は別紙2のとおりであり、独立委員会委員候補者の略歴は別紙3のとおりです。

(4) 独立委員会の権限

独立委員会は、当社取締役会が大規模買付行為への対抗措置等を検討し決定するにあたり、評価期間内に以下の各項について審議のうえ決議し、その結果を理由・根拠等とともに当社取締役会に勧告します。

- ① 大規模買付者が濫用的買付け（下記4.(2)に例示）を行う者に該当するか否か
- ② 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動することの適否
- ③ 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止、または新株予約権の無償取得の適否
- ④ 評価期間の延長の要否
- ⑤ 追加的に大規模買付情報を求めるか否かの判断
- ⑥ 当社取締役会に対し代替案の提出を求めるか否か、および当該代替案の検討
- ⑦ その他当社取締役会が大規模買付行為に関して独立委員会に諮問した事項

なお、独立委員会は、上記のほか、本プランの修正または変更に関する事項その他当社取締役会が本プランに関して随時諮問する事項の審議を行い、当社取締役会に勧告することができるものとします。また、独立委員会は、その審議のために、当社の費用で経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 本ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が本ルールを遵守しない場合（提供された大規模買付情報が当社取締役会および独立委員会が検討するために必要な情報として不十分であると独立委員会が判断しその旨を当社取締役会に勧告した場合、または評価期間中に大規模買付行為が行われる場合を含みます。）、当社取締役会は、当社企業価値の維持および当社株主の皆様の共同の利益保護を目的として、新株発行、または新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令、当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）を講じることがあります。具体的な対抗措置につきましては、その時点で適法かつ相当であると認めるものを選択することとなります。なお、新株予約権の無償割当てをする場合の要項の概要は別紙4のとおりです。

(2) 本ルールが遵守された場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じませんが、当社取締役会が反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行うことはありえます。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見および代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が本ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの（下記①から⑤までに例示）と認められ、その結果、当社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等の適切と考えられる対抗措置をとることがあります。

なお、かかる対抗措置をとる際には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

明らかに濫用目的による大規模買付行為とは、例えば以下のものをいいます。

① 大規模買付者が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げ

て高値で会社または会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付けを行っている場合

② 会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先・顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で株式の買付けを行っている場合

③ 会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資とする目的で株式の買付けを行っている場合

④ 会社経営を一時的に支配して、当該会社の事業に当面使われていない不動産、有価証券等の高額資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいはかかる配当による株価の上昇の機会をねらって株式の売りぬけをする目的で株式の買付けを行っている場合

⑤ 大規模買付者の提示する買付方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘するのではなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にすることなく、公開買付け等の買付けを行う場合（いわゆる強圧的二段階買付け）

(3) 対抗措置の発動停止等

上記のとりの対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該対抗措置の発動の停止、変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てをすることを決議した場合（以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）においても、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、当該対抗措置の発動が適切でないとき当社取締役会が判断した場合には、次の措置をとることができるものとします。

① 本新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 本新株予約権の無償割当ての効力発生後、行使期間開始日までの間は、本新株予約権を当社が無償取得する。

このような措置をとる場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主および投資家の皆様に必要となる手続

当社取締役会にて、本新株予約権の無償割当てをすることを決議した場合には、割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）に本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株

主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込等の手続きは不要です。

本新株予約権の行使の手続（なお、当社は別紙4のとおり本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。）に係る具体的な方法の詳細は、本新株予約権無償割当ての決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

5. 株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランの継続にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、具体的な対抗措置として本新株予約権の無償割当てに係る決議を行うことがあります。本新株予約権の仕組み上、株主および投資家の皆様（本プランにより本新株予約権を行使することのできない大規模買付者等を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、本新株予約権無償割当て決議がなされた後であっても、当社が本新株予約権の割当ての中止または本新株予約権の当社による無償取得を行う場合には、当社株式1株当りの株式価値の希釈化は生じませんので、当社株式の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被ることがあります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、適用ある法令および金融商品取引所規則にしたがって、適時適切な開示を行います。

6. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成31年6月に開催される当社定時株主総会の終結の時までとします。当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても独立委員会の勧告に基づき本プランを変更・修正する場合があります。また、当社取締役会は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数の決議により、本プランの有効期間中であっても本プランを廃止することがあります。このように、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、期差任期制を導入しているのではなく、かつ取締役の解任要件の加重はしておりませんので、いわゆるスローハンド型

買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

なお、関係法令の制定・改正や金融商品取引所の規則の制定・改正等により、本プランの変更・修正等が必要な場合には、当社取締役会の決議（必要に応じて独立委員会の勧告を求めることとします。）に基づき、本プランを変更・修正し、または合理的な範囲内で読み替えて運用することがあります。ただし、本プランの基本的な部分の変更・修正等につきましては、予め定時株主総会に付議し株主の皆様の承認を得ることとします。

当社は、本プランの廃止または変更・修正（軽微なものを除きます。）がなされた場合には、情報開示を速やかに行います。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合、または②における株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書または自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項に定める者を除きます（以下、本書において同じとします。）。

以 上

当社の大株主の状況

平成28年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社八木熊	千株 2,574	% 12.4
長瀬産業株式会社	2,464	11.9
三井化学株式会社	2,002	9.7
三井物産プラスチック株式会社	983	4.8
株式会社福井銀行	710	3.4
昭和興産株式会社	670	3.2
株式会社北陸銀行	625	3.0
八木 誠一郎	611	3.0
蝶理株式会社	600	2.9
八木 信二郎	541	2.6
	11,780	56.9

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」という。）が当社株主総会で承認された場合に当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（会社経営の実績のある者または弁護士・公認会計士その他の社外の専門家・学識経験者）のいずれかに該当する者のなかから、当社取締役会が選任する。
3. 独立委員会の委員の任期は、原則として選任のときから1年とする。ただし、以下に定める事項のいずれかに該当するときは、その時点までとする。
 - ① 選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結したとき
 - ② 当社社外取締役または当社社外監査役である委員が当社の取締役または監査役でなくなったとき（ただし、再任された場合を除く。）
4. 各独立委員会委員または当社取締役会は、大規模買付行為の意向が表明されたときその他いつでも独立委員会を招集することができる。
5. 独立委員会の権限は以下のとおりとする。
 - (1) 独立委員会は、当社取締役会が本プランに基づき大規模買付行為への対抗措置等を検討し決定するにあたり、以下の各項について検討のうえ決議し、その結果を理由・根拠等とともに当社取締役会に勧告する。
 - ① 大規模買付者が濫用的買付けを行う者に該当するか否か
 - ② 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を発動することの適否
 - ③ 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の中止の適否、または新株予約権の無償取得の適否
 - ④ 評価期間の延長の要否
 - ⑤ 追加的に大規模買付情報を求めるか否か
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出を求めるか否か、および当該代替案の検討
 - ⑦ 上記各号のほか当社取締役会が大規模買付行為に関し独立委員会に諮問した事項

(2) 独立委員会は、前項各号のほか、本プランの修正または変更に係る承認その他当社取締役会が本プランに関して随時諮問する事項の審議を行い、当社取締役会に勧告することができる。

6. 独立委員会は、必要な情報の収集のため、当社に対して資料の提供を求め、また、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を求め、説明を求め、説明を求めることができる。
7. 独立委員会は、当社の費用で、経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等）の助言を得ることができる。
8. 独立委員会の決議は、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議または電話会議の方法による場合の出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもって行う。ただし、やむをえない事由がある場合には、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行うことができる。
独立委員会の決議に関して特別の利害関係を有する独立委員会の委員は、議決に加わることをできない。

以 上

独立委員会規程の概要

本プランの独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

岩淵 滋

【略歴】

昭和27年 1月生

昭和49年 4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社

平成15年10月 同社執行役員 ポリエチレン事業部長

平成17年 4月 同社執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成19年 4月 同社常務執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー取締役 企画管理部長

平成19年 6月 同社常務執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成21年 6月 同社専務執行役員待遇嘱託

株式会社プライムポリマー代表取締役社長

平成22年 4月 同社専務執行役員

平成22年 6月 同社専務取締役

平成24年 4月 同社取締役

平成24年 6月 同社常勤監査役（現在）

平成25年 6月 当社社外取締役（現在）

勝木 重三

【略歴】

昭和13年 9月生

昭和36年 4月 株式会社福井銀行入行

昭和42年 2月 公認会計士第三次試験合格

昭和48年 3月 株式会社福井銀行退行

昭和48年 4月 勝木公認会計士事務所開業（現在）

昭和54年 5月～ 日本公認会計士協会北陸会

現 在 （監事 幹事 副会長 会長）相談役

昭和54年 6月～

平成14年 6月 永昌監査法人（代表社員 理事長）

昭和58年 5月～

昭和62年 4月 福井地方最低賃金審議会公益委員

平成 5年 7月～

平成10年 6月 日本公認会計士協会（常務理事）

平成 8年 4月 平成8年度前期福井県立大学オープンカレッジ講師

平成11年11月 黄綬褒章受章

前波 裕司

【略歴】

昭和42年12月生

平成11年10月 司法試験合格

平成13年 4月 修習修了弁護士登録（福井弁護士会所属）

平成13年10月 前波法律事務所入所（現在）

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 割当対象株主

当社取締役会が新株予約権の無償割当てに関する決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の当社の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株を上限として本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

4. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社の取締役会が適切であると認める場合には、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって当該日の

前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができるものとする。ただし、下記8.の規定に従い定められた行使条件等により本新株予約権を行使できない者が有する本新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受けた者が有する当該新株予約権については、かかる取得の対象としないことができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間および行使条件等

本新株予約権の行使期間、行使の条件（大規模買付者を含む一定の範囲の者による権利行使は認められないとの行使条件を付すことがある。）その他の必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役有馬進氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

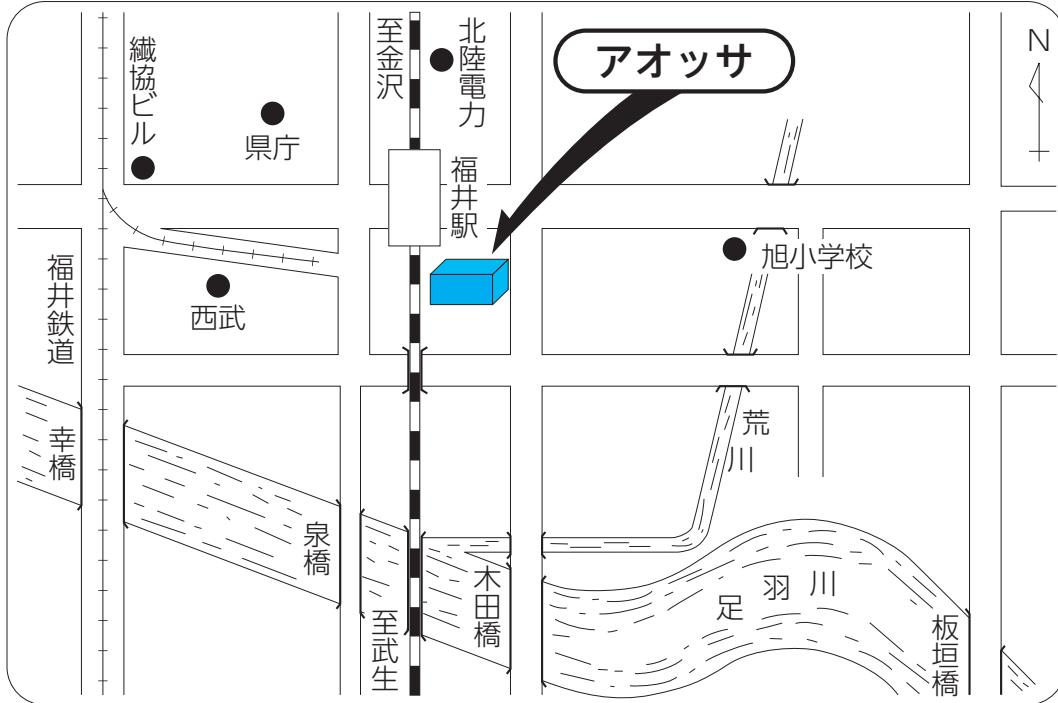
なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
ありま すすむ 有馬 進	平成17年6月 当社取締役 平成22年6月 当社代表取締役専務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役副社長執行役員 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

福井市手寄1丁目4番1号
アオッサ8階 福井県県民ホール
☎ (0776) 87-0003



(交通のご案内)

JR福井駅より徒歩約1分

